

## **[事案 27-256] 保険料割引請求**

・平成 28 年 6 月 20 日 和解成立

### **<事案の概要>**

加入時に募集人より、全期分の前納保険料であると説明を受け保険料前納をしたが、一部前納であったため、残りの期間について保険料の払込みなしで、契約の保障を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 3 年 10 月に、加入時に募集人より、全期分の前納保険料であるとの説明を受け個人年金保険に加入したが、実際は、24 年間分の前納保険料であったため、残りの期間について、保険料の払込なしで、契約の継続をしてほしい。

### **<保険会社の主張>**

募集人は、24 回分の前納保険料であることを説明しており、申込書にも、保険料前納は 23 回分（第 1 回保険料を除く）であることが明記されているため、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の誤説明があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人と募集人に対して事情聴取を行なった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、募集人の誤説明があったとは認められないが、以下のとおり、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、業務規程第 34 条 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 勧誘時と申込時に同席していた申立人の親は、保障設計書に、「毎年保険料を支払った場合の保険料累計額約 312 万円に対し、その約 3 分の 1 の前納保険料約 128 万円を払うことで、約 185 万円得する」と理解できる手書きのメモを残していた（手書きされたのが募集人による勧誘時か否かについては明らかではない）。
- (2) 全期分の前納保険料（約 147 万）と 24 回分の前納保険料（約 127 万円）との差額は約 20 万円で必ずしも大きな額とはいえないので、申立人が全期分の前納保険料を認識していれば、全期前納を選択したのではないかと考えられる。
- (3) 前納回数 24 回で申し込んだ場合の残り 10 年間分の保険料は約 92 万円であるため、全期前納することで払込保険料は約 71 万円少なくなり、加入動機からすると、実際の申込みが一部前納であることを認識していれば、全期前納を選択したのではないかと考えられる。
- (4) これらの事情から、申立人と申立人親は、全期分の前納保険料が約 127 万円であると誤解していたことが窺われる。